

在留外国人と言語(第13講)

司法通訳（法廷通訳人他）

この講座で学ぶこと

- ▶ 司法通訳とは何か、を知る。
- ▶ 司法通訳が必要とされる背景を知る。
- ▶ 日本語が不自由な外国人が、犯罪の被害者、加害者として関与した場合にどのような問題点が生じるか考える。



司法通訳を提供すること、は言語サービスの1つである。

- ▶ 裁判所法第74条では、「裁判所では日本語を用いる」とある。
- ▶ 訳し方により罪状が異なってくる。→「殺しました」、「死なせてしまいました」、「死にました」の訳し方で、「殺人罪」、「傷害致死罪」、「過失致死罪」、「無罪」と異なってくる。
- ▶ 訳し方で、在留外国人が不利益を被ることがある。



外国人が犯罪に巻き込まれる


- ▶ 日本語が不自由な外国人が犯罪（加害者、被害者）に巻き込まれるケースの増大が見られる。
- ▶ 日本語が話せない場合はどうするか。
- ▶ 日本人でも頭の中が、真っ白になり、何を言っているか分からなくなる。巧みに誘導されたりする。
- ▶ 加害者、被害者、証人に、弁護士がつく。弁護士、検事、裁判と3者によって通訳人が異なることが望ましい。

犯罪の種類

- ▶ 特別法犯→刑法犯以外の犯罪。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反、外国人登録法違反、出入国管理法違反など。
- ▶ 刑法犯→通常の言われている犯罪



裁判所法

- ▶ 第二章 裁判所の用語
- ▶ 第七十四条（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。
- ▶ この規定があるために、裁判は日本語で行われる必要がある。

表現により罪が異なる

- ▶ 「表現により罪が異なる」→死にました、死なせてしまいました、殺しました
- ▶ 殺人罪：、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役である。
- ▶ 殺人未遂罪：
- ▶ 傷害致死罪：三年以上の有期懲役。
- ▶ 過失致死罪：50万円以下の罰金。
- ▶ 過失傷害罪：30万円以下の罰金又は科料。
- ▶ 無罪



司法通訳人

- ▶ 司法通訳人とは、法廷通訳人・弁護通訳人・捜査通訳人の総称。
 - ▶ 法廷通訳人とは・・・裁判所の指揮のもと、主に法廷で通訳を行なう者。
 - ▶ 弁護通訳人とは・・・主として、弁護士が刑事弁護活動をする際に通訳を行なう者。
 - ▶ 捜査通訳人とは・・・検察・警察等が刑事事件を捜査する際に通訳を行なう者。
- ▶ それぞれが違う通訳人が必要だが、マイナーな言語の場合、一人でこれらの役割を兼ねることがある。




検察官のための通訳人

- ▶ 民間の通訳人が通訳を担当している。プロの通訳者も多い。仕事は検察官が外国人被疑者を取調べる際に通訳を行うこと。
- ▶ 各都道府県の地方検察庁で登録を受け付けている。問い合わせをした後、指定された日時に履歴書を持参して面接を受けるのが一般的である。



法廷通訳の希望者

- ▶ 法廷通訳人。全て民間の通訳者が通訳を担当している。プロの通訳者も多い。
- ▶ 各都道府県の地方裁判所で登録を受け付けている。問い合わせをした後、実際に公判を見学して、感想文を提出。その後、指定された日時に裁判官による面接を受けて登録となる。
- ▶ 登録されると比較的簡単な事件の通訳から始めて、 だんだん経験を積んでゆくにつれて難しい事件を担当してもらうようになる。
- ▶ 警察や検察での通訳よりも更に専門的な法律用語の知識が必要なので、法廷通訳をする前に、警察や検察での通訳を経験していた方がいいとよく言われる。

弁護士会の通訳

- ▶ 全て民間の通訳人が通訳を担当している。弁護士が被疑者又は被告人に接見する際に通訳をするのが仕事。
- ▶ 各都道府県の弁護士会に通訳人として登録をする。希望者は弁護士会へ問い合わせをすること。



別々の通訳人が望ましい。

- ▶ 3つの機関全てに登録をする方も多いだろうが、通訳の中立性という観点から、警察や検察の段階で通訳を担当した事件については、法廷通訳を担当しないようにとされている。
- ▶ よほど、通訳の足りない稀少言語は例外。
- ▶ 警察と検察庁と裁判所の通訳を完全に分離しているところもあれば、警察と検察は同じ通訳人が通訳を担当しているところもあつたりと、都道府県によって状況は異なっている。



中立的な立場

- ▶ 裁判においては、中立・公正な立場で、法廷での発言を忠実かつ正確に通訳することが必要である。このような通訳人は、それぞれの裁判において、通訳が必要となった場合に、裁判所は、最高裁判所が取りまとめている通訳人候補者名簿を参考にするなどして選任している。



どのようにして通訳人を見つけるか？

- ▶ 各地裁が募集し、面接や研修を経て最高裁の「通訳人候補者名簿」に登録する。
- ▶ 事件ごとに地裁が通訳を依頼し、報酬を支払う。
- ▶ 現在、58言語で延べ4076人が登録し、中国語(43%)、英語(14%)、韓国・朝鮮語(11%)が多い。



募集の文面

- ▶ 通訳人は、外国人刑事事件の法廷において、日本語の発言を外国語に通訳するとともに、被告人の発言を日本語に通訳する仕事をします。したがって、通訳人は、被告人の権利を保障し、適正迅速な裁判を実現する上で非常に重要な役割を担っています。
- ▶ 通訳人は、個別の事件ごとに、最高裁でとりまとめている通訳人候補者名簿を参考にするなどして裁判所が選任しますが（裁判所職員として採用されるわけではありません。）、現在、大分地裁では、我が国で理解する人が少ないいわゆる少数言語を中心に、通訳人候補者の確保に努めているところです。通訳人候補者には大学の先生や、海外赴任の経験のある会社員、留学生、家庭の主婦など様々な方がいます。語学の堪能な方で、法廷での通訳を試みようという方は、是非、御応募をお願いします。

課題

- ▶ 年間で必要とされる法廷通訳人の数を言語別に調べる。
- ▶ もしも弁護、検察、裁判で同じ通訳人が兼ねたらどのような弊害が起こるのか考える。

